

府高教 ニュース

2020年6月2日 (火)

速報 No. 1

発行所：大阪府立高等学校教職員組合
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
大阪府教育会館707号
☎06(6768)2106 FAX 06(6768)1675
http://osaka-fuko.dyndns.org/
eメールosakafko@jn3.so-net.ne.jp

府教委「必要な授業日数の確保」を通知

長期休業短縮・土曜授業の 押しつけは不当！

教育課程は生徒の実情に応じ、学校が編成するもの

◆5月28日、府教委が「行事予定の考え方」を发出

新型コロナウイルスに関する臨時休業が解除され、6月1日から分散登校で学校が再開されています。年度初めから2ヶ月間も休校が続いたもと、今年度の授業日数・行事予定をどうするかは大きな問題です。

この問題に関わって府教委は、5月28日付で校長・准校長宛に「令和2年度府立高等学校における行事予定の考え方について」との事務連絡文書を发出し、「年間35週の必要となる授業日数」（昨年9月に各校が届け出た授業日数）を確保する、との考え方を示しました。

また、そのために「長期休業、学校創立記念日及び週休日に授業日を設定する」とし、「夏季休業は8/7～16の10日間、冬季休業は12/29～1/4の7日間、土曜に5日間授業実施」などの「対応例」も示しています。一方で、「相当数授業を実施しても必要となる授業日数に及ばない」場合は、「個別に協議する」としています。

◆「長期休業短縮」「土曜授業」の押しつけは不当

長期に及んだ休校のもとで、子どもたちは学習面だけでなく生活面や精神面でも大きな負担を強いられた、不安とストレスを抱え、心身ともに大変な状態です。いま、学校が果たすべき役割は、第一に、そうした子どもたちが安心して通える居場所として受け入れ、不安やストレスを和らげることです。同時に、教育活動は、「遅れを取り戻す」ことを最優先にした「詰め込み」となってはならず、子どもたちの人間としての成長・発達を第一にすすめるべきです。

この立場に立って、府高教は、4月28日に府教委に申し入れを行い「画一的な授業時数確保、土曜授業実施、夏季休業短縮などを押しつけないこと」を求めてきました。また、この問題に関わっては、文科省も「臨時休業により、教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない」「児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮」との見解を示しています。5月19日に行われた教育委員会会議でも、委員から「詰め込みにならないように、学習の遅れを取り戻すのは長いスパンで」「授業をやれば追いつくというものではない。考える力が必要」などの意見が出されています。

学校の実情を無視し、一律に「授業日数確保」「長期休業短縮」「土曜授業」を求めるなどは、あってはならないことです。

◆府教委、「授業日数確保が最優先ではない」「土曜授業は振り替えが前提」

府教委は、府高教の問い合わせに対し、「必要となる授業日数の確保」は、「学びの保障の観点から目標として示したものであり、日数確保を最優先せよ」という意味ではない。「授業日数は、学校の実情を踏まえ、学校が決定するもの」と説明しています。学校の教育課程の編成は、子どもたちの状況に応じ、その成長・発達を第一に学校が行うものです。この観点に立って、教職員の十分な論議と合意形成が求められます。

また、「土曜授業」について府教委は、「非常変災として土曜授業を実施する場合も、教職員の週休日の振り替えを行うことが前提であり、振り替えができない場合は実施できない」としています。

◆学校の再開は「条件整備」と一体で！

今後、感染の「第二波」「第三波」も予測され、専門家会議によって「長丁場のとりくみ」が求められているなか、生徒・教職員の十分な感染防止をはかりながら、生徒一人ひとりに行き届いた教育を実施するためには、「20人学級」など、欧米並みの少人数学級を早急に実現することが強く求められます。また、消毒作業やオンライン授業準備など、業務が増加しており、教職員の抜本的な人員増、養護教諭の全校複数化、SSWの全校配置などは喫緊の課題です。さらに、感染防止のための十分な物品の配布、夏季の授業に対応したエアコン、電気料金の措置など、学校の体制強化・教育条件整備がなければ、学校の「通常」再開はできません。

教職員の合意に基づいて、学校と生徒の実情に応じた教育課程の編成をすすめるとりくみとあわせて、現場の条件整備に向けて、すべての職場から声をあげていきましょう。